

各 位

会社名 株式会社ジョイント・コーポレーション  
 代表者名 代表取締役社長 東海林 義 信  
 (コード番号 8874 東証第1部)  
 問合せ先 執行役員 広報・IR室長 江口 日出登  
 TEL (TEL 03-5759-8874)

## 発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成17年10月6日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式の売出しに関し、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行価格	1株につき	5,693 円
(2) 発行価格の総額		14,232,500,000 円
(3) 発行価額	1株につき	5,458.20 円
(4) 発行価額の総額		13,645,500,000 円
(5) 発行価額中資本に組入れない額	1株につき	2,728.20 円
(6) 申込期間	平成17年10月18日（火）～平成17年10月20日（木）	
(7) 払込期日	平成17年10月25日（火）	

(注)引受人は発行価額で買取引受を行い、発行価格で募集を行います。

#### 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売出価格	1株につき	5,693 円
(2) 売出価格の総額		2,846,500,000 円
(3) 引受価額	1株につき	5,458.20 円
(4) 引受価額の総額		2,729,100,000 円
(5) 申込期間	平成17年10月18日（火）～平成17年10月20日（木）	
(6) 受渡期日	平成17年10月26日（水）	

(注)引受人は引受価額で買取引受を行い、売出価格で売出しを行います。

#### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2.をご参照ください。）

(1) 売出株式数		450,000 株
(2) 売出価格	1株につき	5,693 円
(3) 売出価格の総額		2,561,850,000 円
(4) 申込期間	平成17年10月18日（火）～平成17年10月20日（木）	
(5) 受渡期日	平成17年10月26日（水）	

#### 4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考>2.をご参照ください。）

(1) 発行価額	1株につき	5,458.20 円
(2) 発行価額の総額(上限)		2,456,190,000 円
(3) 発行価額中資本に組入れない額	1株につき	2,728.20 円
(4) 申込期間(申込期日)	平成17年11月4日（金）	
(5) 払込期日	平成17年11月4日（金）	

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成17年10月17日(月)	5,870 円
(2) ディスカウント率		3.02 %

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1.公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び上記「2.当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式450,000株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れる株式(以下「借入れ株式」という。)であります。これに関連して、当社は、平成17年10月6日(木)開催の取締役会において、上記「4.第三者割当による新株式発行」記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式450,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、平成17年11月4日(金)を払込期日として行うことを決議しております。また、当社は、みずほ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(450,000株)を上限に第三者割当増資の割当てを受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を平成17年11月1日(火)を行使期限として付与しております。

また、みずほ証券株式会社は、平成17年10月21日(金)から平成17年11月1日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(450,000株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(450,000株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後、残余の借入れ株式はみずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。当該グリーンシュエーション行使の結果、第三者割当増資に係る割当株式数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により第三者割当増資による発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが中止される場合があります。

3. 新株式発行による調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限 16,002,690 千円については、運転資金(販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金等)に充当する予定であります。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。